

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18
TEL. (075) 864-3336
FAX. (075) 864-3367
〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

ス ポ ッ ツ

危険任務の業務命令は有効!? 義務には「本来的限界」がある

集団的自衛権をめぐって、与党内でも議論が沸騰しています。しかし、あまり注目されないのが、自衛官本人が「行きたいのか否か」という問題です。すべての自衛官が入隊した当初から、将来的に、こうした任務に就くとは想定していなかったかも知れません。

さて、自衛官の話は脇に置いて、この機会に、一般労働者に対しても「危険地での勤務」を命じた場合、どうなるのかという問題を考えてみましょう。

まず、古い最高裁判例をご紹介します（日本電信電話公社千代田丸事件、昭43・12・24）。時代的背景として、当時、日韓の間では緊張状態が発生していました。

いうケースで、事業主は業務命令として海外赴任等を要請できるのでしょうか。

入社当時の就業規則に海外出向の規定がなく、後から出向規定が追加された場合、その効力はどうなるかという問題です。この点については、「改正された就業規則が合理的なものである限り、個々の労働者において、その適用を拒否することは許されない」と解されています（つまり、労働義務の「本来的限界」として就労義務を負わないという判断を示しました）。

勤務地へ赴いた後、危険が具体化した場合、行政解釈では次のように述べています。「客観的に労働災害の発生が差し迫っているときには、事業主の措置を待つまでもなく、労働者はその自主的判断によって退避できる」（昭47・9・18基発602号）。この場合も、懲戒処分等は難しいでしょう。

最近、海外ではきな臭い紛争状態が頻発していますが、事業主としては、心ならずも従業員を危険にさらすような事態に遭遇しないことを祈るばかりでしょう。

2014

8

職能給

知つて得する



賃金実務

職能給は、日本の企業管理に適合する賃金形態として、広く普及しています。現に担当している職務ではなく、個々人が保有する職能を評価して賃金を決めるのが原則です。人事ローテーションを実施しても賃金の見直しが不要な点が特色ですが、「顕在能力」に着目した再編も進められています。

欧米起源の職務給に対し、職員として当然の責務」と考えられています。このため、今、どのような職務・

日本企業は年功賃金を特色とし

ますが、その弊害をなくすため、

当初、欧米型の職務給体系の導入

が模索されました。しかし、職務

給は、「個人のテリトリリー」を明確に定めます。採用時に、職種や

職務の内容をきっちりと「契約」

で定めるのが基本です。

しかし、日本では長期（終身）

雇用を重視するため、柔軟な配置

転換が実施されます。配転がない場合も、その場の状況に応じて、

他部門のヘルプに回るのは「従業

日本の雇用慣行に適合 能力基準で処遇を決定

ゼネラリストを育てるため、定期的な人事ローテーションを実施する日本型企業（特に大企業）に適合した仕組みといえます。ただし、職務遂行能力は目に見える簡便法もありますが、少なくとも上限・下限を設定するのがベルを測定するかは、なかなか難しい問題です。基本的には、従業員を6～12段階程度の職能資格等級に分け、各資格等級別に必要となる能力レベルを具体的に示す形が採られています。

判定基準があまりに抽象的（か）たる程度、昇給額を上乗せします。これを「昇格昇給」といいます。さらに、資格がアップする際は、績ランク別に昇給号俸数を決定（これを「習熟昇給」といいます）。

職能給は、毎年の人事考課結果を受けて、昇給額を決めます（成績ランク別に昇給号俸数を決定）。これも「昇格昇給」といいます。

職能資格等級ごとに必要とされる能力レベルが具体的に示されれば、従業員は、その基準到達を目指して、自己の職務遂行能力の向上に努めます。その結果、昇格が認められれば、昇格昇給により、賃金も速い速度でアップします。たとえ、ボストの空きがなくとも（昇職しなくとも）、昇格による賃金アップがあるため、従業員のやる気を引き出す効果が期待できるといわれます。

役割を担当しているかではなく、本人が保有する能力に着目して、処遇を決定するという方針が採用されました。配転により職務や役割に変動があっても、本人の職務業務に貢献する能力（顕在能力）を判定する仕組みを目指すのが主流となっています。

（等級ごとに賃金の幅を絶対額で定める）とするのが理想です。資格等級別に「昇給額」だけを定めることで、昇給額を設定するのがベターかもしれません。どうやってその能力レベルを測定するかは、なかなか難しい問題です。基本的には、従業員を6～12段階程度の職能資格等級に分け、各資格等級別に必要となる能力レベルを具体的に示す形が採られています。

判定基準があまりに抽象的（か）たる程度、昇給額を上乗せします。これを「昇格昇給」といいます。さらに、資格がアップする際は、成績ランク別に昇給号俸数を決定（これを「習熟昇給」といいます）。これも「昇格昇給」といいます。

職能給は、毎年の人事考課結果を受けて、昇給額を決めます（成績ランク別に昇給号俸数を決定）。これも「昇格昇給」といいます。

職能資格等級ごとに必要とされる能力レベルが具体的に示されれば、従業員は、その基準到達を目指して、自己の職務遂行能力の向上に努めます。その結果、昇格が認められれば、昇格昇給により、賃金も速い速度でアップします。たとえ、ボストの空きがなくとも（昇職しなくとも）、昇格による賃金アップがあるため、従業員のやる気を引き出す効果が期待できるといわれます。